

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の意見への対応について

○前回懇話会の意見の反映

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

懇話会意見	修正案	対応
計画改定の理由について、前回懇話会意見を反映	しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、計画の見直しを行うこととしました。	追記 P5 28行目

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

全般

懇話会意見	修正案	対応
誰もが感染する可能性のある病気であり、正しい知識に基づく行動が求められている。感染者が居住する地域や企業、学校全般をとらえて差別することがあってはならないことを加えてほしい。	<p>また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、治療に当たる医療関係者等に対する誹謗中傷や心ない書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等が見られます。</p> <p>この感染症は誰もが感染しうる病気であることから、府民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促すとともに、一人ひとりの状況に応じた心理的ケアの充実を図る必要があります。</p> <p>今後のWith コロナ社会（新型コロナウイルスと共存・共生する社会）を見据え、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組み、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指します。</p>	追記 P9 4行目

外国人

懇話会意見	修正案	対応
<p>現在の記載内容では、府民の中に外国籍府民も含まれていると思うが、当事者の視点が弱い。当事者である外国籍府民の心身を傷つけている状況を加えてほしい。</p>	<p>ヘイトスピーチは、当事者である外国籍府民の心身を傷つけるだけではなく、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるとともに、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、引き続き啓発を行い人権意識を高めていく必要があります。</p>	<p>追記修正 P18 28行目</p>

新型コロナウイルス感染症

懇話会意見	修正案	対応
<p>今後、グローバルな人の往来が再開したことを考えると、この感染症の初期段階で起こった海外の特定地域の排斥にも、触れていた方がよい。</p> <p>誰もが感染する可能性のある病気であり、正しい知識に基づく行動が求められている。感染者が居住する地域や企業、学校全般をとらえて差別することがあってはならないことを加えてほしい。</p>	<p>(現状と課題)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっているとの指摘もされているところです。新型コロナウイルス感染症蔓延の初期段階においては中国人など特定地域の人々を排斥するような動きがあり、その後、100年に一度の衛生上の危機と言われるパンデミックにより社会不安が高まり、ウイルスを遠ざけたい気持ちから、ウイルスに関わる人や集団など目に見えるものを対象にそれを排除しようとする行動や、同調圧力の高まりから自粛警察と呼ばれるものにつながっていると考えられます。</p> <p>(取組の方向)</p> <p>我々の闘う相手は「ウイルス」であって「人間」ではないことや、この感染症は誰もが感染しうる病気であることなどを訴える中で、府民へ正確な情報に基づく適正な行動を呼びかける必要があります。</p>	<p>追記 P25 4行目</p> <p>追記 P25 13行目</p>

インターネットと人権

懇話会意見	修正案	対応
<p>いま SNS による中傷が社会問題化している中で、もっと具体的な取り組みなどが、総務省の有識者会議で議論されています。被害救済は急務であり、投稿者を特定しやすくする方策が検討されており、実効性のある対策を反映するべきでは。</p>	<p>悪質な情報発信、誹謗中傷が後を絶たないことから、総務省においては、「インターネット上の誹謗中傷への対策に関する政策パッケージ」（2020年9月）がとりまとめられ、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動 (2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上 (3) 発信者情報開示に関する取組 (4) 相談対応の充実に向けた連携と体制整備 <p>を位置づけ、これらの進捗状況等の検証実施を行い、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携した早急な対応を行うこととされています。京都府としても、インターネットモニタリングを充実させるとともに、被害回復のための実効性のある取組を進めます。</p>	<p>修正 P27 4行目</p>

○ 国の動きの反映

「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」（2020年8月）及び「発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめ」（同年8月）が発表されたことを踏まえ、総務省として「政策パッケージ」をとりまとめ、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携して早急に対応。今後、「プラットフォームサービスの在り方に関する研究会（PF研）」において進捗状況等の検証を実施。

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

- (1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動
- (2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

- 「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」(2020年8月)及び「発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめ」(同年8月)が発表されたことを踏まえ、総務省として「政策パッケージ」をとりまとめ、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携して早急に対応。今後、「プラットフォームサービスの在り方に関する研究会(PF研)」において進捗状況等の検証を実施。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【本年9月中旬までに作成】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【本年秋から実施】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【準備ができたものから順次実施】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【本年9月中に次回検討会を開催、以降も定期的に開催】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【9月以降継続的に実施】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【今年度中に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【本年秋を目途に実施】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討【11月を目途に最終とりまとめ】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討【11月を目途に最終とりまとめ】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【9月以降継続的に実施】

4. 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【9月以降、準備でき次第実施】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【本年秋を目途に実施】